

第7章 量の見込みと確保方策

1. 教育・保育提供区域の設定

量の見込みとその確保方策を設定する単位として、「教育・保育提供区域」を設定します。教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能である地理的な範囲のことであり、社会的条件（人口、交通、地理等）や教育・保育の整備状況等を総合的に勘案して設定します。

図表 29 本町における教育・保育提供区域

区分 / 施設・事業名		区域	
教育・保育	教育・保育施設	認定こども園・幼稚園・保育所（園）	町全域
	地域型保育事業	小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育	
乳児等通園支援制度（こども誰でも通園制度）		事業の認可を受けた保育所・幼稚園・認定こども園その他の施設	町全域
地域子ども・子育て支援事業	1) 利用者支援事業		町全域
	2) 地域子育て支援拠点事業		町全域
	3) 妊産婦健康診査事業		町全域
	4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）		町全域
	5) 養育支援訪問事業		町全域
	6) 子育て短期支援事業		町全域
	7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）		町全域
	8) 延長保育事業		町全域
	9) 一時預かり事業		町全域
	10) 病児保育事業		町全域
	11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）		町全域
	12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業		町全域
	13) 妊婦等包括相談支援事業		町全域
	14) 産後ケア事業		町全域
	15) 子育てホームヘルプサービス事業（子育て世帯訪問支援事業）		町全域

本計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設や乳児等通園支援制度、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策を記載します。

2. 量の見込みの算出

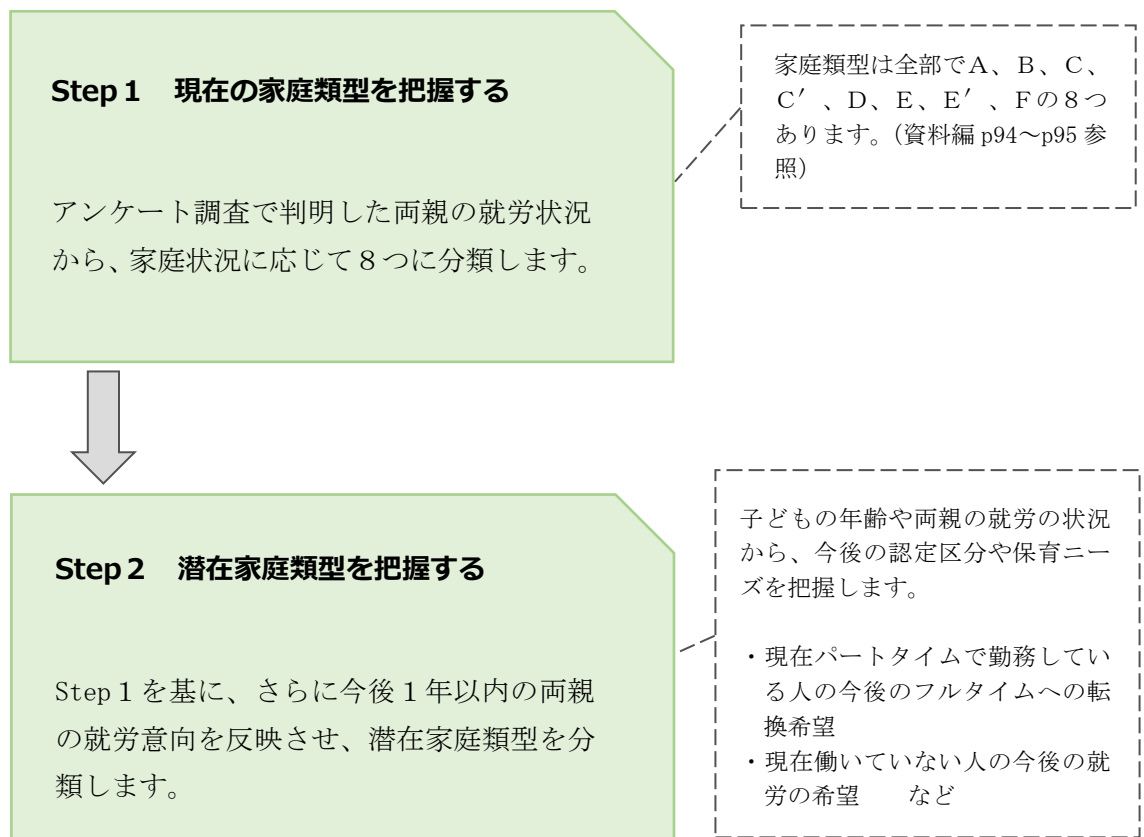
子ども・子育て支援事業計画では、アンケート調査などから把握した地域のニーズを基に、将来、保育所や幼稚園などの事業、子育て支援のためのサービスがどの程度必要になるのかを推計し、見込み量（潜在的なニーズ量）を計算します。

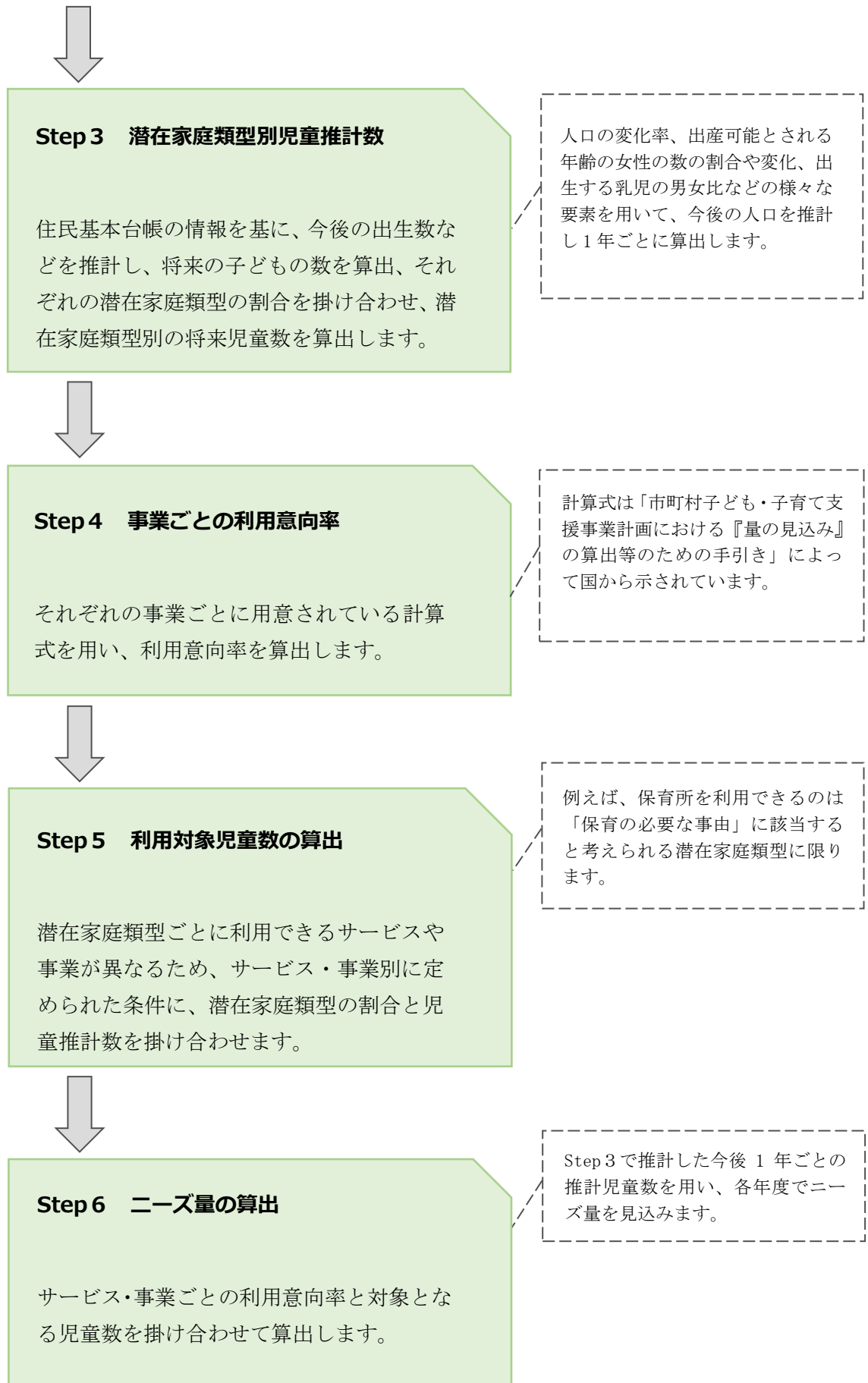
見込み量と現在提供できているサービスを比較し、不足している場合は計画期間の5年間で必要量を整備します。

見込み量の計算では、アンケート調査で得た回答から、潜在家庭類型を把握し、量の見込み、確保方策を決定します。

(1) 見込み量の計算方法

見込み量は幼稚園、保育所、保育認定などの項目ごとに、アンケート調査からそれぞれの利用意向率を算出し、将来の子どもの人口推計（推計児童数）を掛け合わせて計算を行います。





(2) 見込み量の考え方

見込み量の計算方法については国の手引きによって決まっていますが、この計算によって算出される見込み量は、あくまでも今後1年以内に本町に在住している子育て世帯の全ての就労の希望が叶い、かつ、希望する事業やサービスを全て希望通りに利用することが出来た場合を想定します。

本町の見込み量は基本的に国の手引きに準じ前項 Step 1 から Step 6 までの手順を踏んで計算を行っていますが、本来必要なサービスの供給量や現実との乖離を分析し、より正確性の高いものにするため、合理的な条件の基で補正を行うなど、以下の4つの手法を用いて算出しています。

① 国の手引きに準じた算出

国の手引きに算出方法が明記されている事業については、原則としてその算出方法に従って量の見込みを算出しました。算出結果が実績値と乖離している場合でも、生データに立ち返り個別の回答の矛盾を精査する等、国の手引きを尊重した量の見込みとなるよう配慮しています。

② 国の手引きの算出式を補正

国の手引きに算出方法が明記されている事業のうち、算出結果が実績値と大きく乖離している場合は、国の手引きの趣旨に反しない範囲内において、地域の実態に合うように算出式を補正することで対応しました。

例えば、一時預かりのニーズ量は、親戚や知人に預けた経験のある方の困難度が高い方を量の見込みに含めるかどうかは自治体の裁量となっていることから、より実績に近い算出方法を採用することで補正することが可能となります。

③ 算出式を用いず算定

利用者支援事業など、国の手引きでも箇所数をもって量の見込みとしている事業については、特段の計算式を用いずに量の見込みを算出しました。

④過去の実績に基づいて算出

国の手引きに標準的な算出方法が記載されていない事業については、事業毎に過去の実績の推移や事業に関するデータの推移、人口推計等を考慮して量の見込みを算出しました。

3. 教育・保育施設の充実

(1) 教育・保育施設の需要量および確保の方策

① 考え方

子ども・子育て支援法に基づき、需要量の見込みに対し供給可能な量を踏まえ、確保の方策としました。児童数の推移や町内の住宅開発等により、当初見込んだ需要量の変動が生じた場合、令和9年度に本計画の中間見直しを実施することにより対応します。

② 認定区分について

子ども・子育て新制度では、希望する教育・保育施設を利用するために、それぞれの事由や時間に応じて、町から保育の必要性の認定を受けた上で申し込みを行うことになっています。認定には、下記に挙げる3区分があります。

1号認定	満3歳以上で、教育を希望する場合	認定こども園・幼稚園
2号認定	子どもが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	保育所・認定こども園
3号認定	子どもが満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	保育所・認定こども園・地域型保育事業所

③ 見込み量と確保の方策

教育・保育分野の事業においては保育認定（1号・2号・3号）ごとにニーズ量の推計と確保方策を明示します。

2号認定に関しては、幼稚園を希望する人（2号認定Ⅰ）とそれ以外（2号認定Ⅱ）、3号認定に関しては0歳児（3号認定Ⅰ）と1・2歳児（3号認定Ⅱ）で分けて見込みます。

供給量がニーズ量を下回る場合、計画期間内にどのように不足を解消するかについて、具体的な確保の方策を検討します。

1) 1号認定

[事業の概要]

1号認定は満3歳から5歳までの未就学の子どもが該当します。
 「保育の必要な事由」に該当しない児童が対象となり、幼児期の教育のニーズに対し、幼稚園、認定こども園による教育を行う事業です。

[量の見込みの算出方法]

対象年齢	3～5歳
家庭類型	C'、D、E'、F（潜在的な家庭類型）
調査項目	今後、幼稚園または認定こども園を利用したいと回答した人

[量の見込み]

単位：人

年 度		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量		64	59	55	53	50
確 保 方 策	①	64	59	55	53	50
	②	0	0	0	0	0
過不足		0	0	0	0	0

- ①教育・保育施設（認定こども園・幼稚園）※確認を受けない幼稚園を含む
- ②町外の教育・保育施設（認定こども園・幼稚園）

[確保の方策]

- 令和9年度を目標に、保護者の就労状況にかかわらず利用でき、幼児教育・保育を一体的に提供できる認定こども園を整備するため、公立幼稚園・保育所を統合・再編し、新設認定こども園の整備に併せ、しの子幼稚園・保育所を認定こども園へ移行する準備を進めます。

● 第7章 量の見込みと確保方策 ●

2) 2号認定 I (幼稚園の希望が強いと推定される者)

[事業の概要]

保育の必要性の認定を受けた幼児に対し、認定こども園、認可保育園及び認可外保育施設による保育を行う事業です。

[量の見込みの算出方法]

対象年齢	3～5歳
家庭類型	A、B、C、E (潜在的家庭類型)
調査項目	現在、幼稚園を利用していると回答した人

[量の見込み]

単位：人

年 度		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量		155	143	134	129	122
確 保 方 策	①	511	516	175	177	180
	②	0	0	0	0	0
過不足		356	373	41	48	58

①教育・保育施設（認定こども園・幼稚園）※確認を受けない幼稚園を含む

②町外の教育・保育施設（認定こども園・幼稚園）

[確保の方策]

- 幼稚園においては、保育を希望する児童を受け入れ、一時預かりすることで量を確保します。
- 令和9年度を目標に、保護者の就労状況にかかわらず利用でき、幼児教育・保育を一体的に提供できる認定こども園を整備するため、公立幼稚園・保育所を統合・再編し、新設認定こども園の整備に併せ、しの子幼稚園・保育所を認定こども園へ移行する準備を進めます。

3) 2号認定Ⅱ（2号認定のうちⅠ以外）

〔事業の概要〕

保育の必要性の認定を受けた幼児に対し、認定こども園、認可保育園及び認可外保育施設による保育を行う事業です。

〔量の見込みの算出方法〕

対象年齢	3～5歳
家庭類型	A、B、C、E（潜在的家庭類型）
調査項目	今後、認定こども園・保育所を利用したいと回答した人から、現在、幼稚園を利用していると回答した人を除く

〔量の見込み〕

単位：人

年 度		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量		336	309	289	279	264
確 保 方 策	①	308	308	352	352	352
	②	0	0	0	0	0
	③	0	0	0	0	0
過不足		△28	△1	63	73	88

- ①教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）※確認を受けない幼稚園を含む
- ②特定地域型保育事業（小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育）
- ③町外の教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）

〔確保の方策〕

- 保育を希望する児童は一定数以上いるが、施設定員等の理由により、幼稚園へ利用調整し、一時預かりで量の確保を行います。
- 令和9年度を目標に、保護者の就労状況にかかわらず利用でき、幼児教育・保育を一体的に提供できる認定こども園を整備するため、公立幼稚園・保育所を統合・再編し、新設認定こども園の整備に併せ、しの子幼稚園・保育所を認定こども園へ移行する準備を進めます。

● 第7章 量の見込みと確保方策 ●

4) 3号認定 I (0歳児)

[事業の概要]

保育の必要性の認定を受けた乳児に対し、認定こども園、認可保育園及び地域型保育事業等による保育を行います。

[量の見込みの算出方法]

対象年齢	0歳
家庭類型	A、B、C、E (潜在的家庭類型)
調査項目	今後、認定こども園または保育所を利用したいと回答した人

[量の見込み]

単位：人

年 度		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量		37	35	35	35	35
確 保 方 策	①	57	57	56	56	56
	②	6	6	0	0	0
	③	0	0	0	0	0
過不足		26	28	21	21	21

- ①教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）※認可外保育施設を含む
- ②特定地域型保育事業（小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育）
- ③町外の教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）

[確保の方策]

- 各保育施設において、利用定員を満たすことが可能となるよう、保育士の確保を行うことで、必要量を確保できるよう努めます。
- 令和9年度を目標に、保護者の就労状況にかかわらず利用でき、幼児教育・保育を一体的に提供できる認定こども園を整備するため、公立幼稚園・保育所を統合・再編し、新設認定こども園の整備に併せ、ししの子幼稚園・保育所を認定こども園へ移行する準備を進めます。

5) 3号認定Ⅱ（1・2歳児）

〔事業の概要〕

保育の必要性の認定を受けた乳児に対し、認定こども園、認可保育園及び地域型保育事業等による保育を行います。

〔量の見込みの算出方法〕

対象年齢	1歳・2歳
家庭類型	A、B、C、E（潜在的家庭類型）
調査項目	今後、認定こども園または保育所を利用したいと回答した人

〔量の見込み〕

単位：人

年 度		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見 込 み 量	1歳	109	106	103	103	101
	2歳	128	116	113	110	110
確 保 方 策	①	235	235	237	237	237
	②	28	28	15	15	15
	③	0	0	0	0	0
過不足		26	41	36	39	41

- ①教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）※認可外保育施設を含む
- ②特定地域型保育事業（小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育）
- ③町外の教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）

〔確保の方策〕

- 各保育施設において、利用定員を満たすことが可能となるよう、保育士の確保を行うことで、必要量を確保できるよう努めます。
- 令和9年度を目標に、保護者の就労状況にかかわらず利用でき、幼児教育・保育を一体的に提供できる認定こども園を整備するため、公立幼稚園・保育所を統合・再編し、新設認定こども園の整備に併せ、しの子幼稚園・保育所を認定こども園へ移行する準備を進めます。

4. 乳児等通園支援制度（こども誰でも通園制度）の充実

〔事業の概要〕

保護者の就労有無や理由を問わず、保育所等に通っていない家庭の子ども（生後6か月～3歳児未満）を保育所等の施設で預かりを行うことで、家庭とは異なる経験や集団生活の機会を経て子どもの成長を促す制度であり、令和7年4月より開始されています。

〔量の見込みの算出方法〕

（ア）「必要受入れ時間数」について

<基本的な算出式>

対象年齢（※1）の未就園児数 × 月一定時間（※2）

（※1）対象年齢は、こども誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業における対象者を踏まえ、0歳6か月から満3歳未満と仮定する。

（※2）月一定時間は、こども誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業における上限を踏まえ、10時間と仮定する。

（イ）「必要定員数」について

<基本的な算出式>（小数点以下切り上げ）

必要受入れ時間数 ÷ 定員一人1月当たりの受入れ可能時間数（※3）

（※3）月176時間（8時間×22日）を基本とする。

上記（ア）の計算結果を（イ）で除じる

〔量の見込み（必要定員数）〕

単位：人回

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳6か月～1歳未満	4	3	3	3	3
1歳以上～2歳未満	4	4	4	4	3
2歳以上～3歳未満	2	2	2	2	2

※年間の量の見込み（延べ人数）は、必要定員数に12か月を乗じた数

〔確保の方策〕

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
対象数（人回）	0	3	9	9	8
実施場所（所）	0	1	2	2	2

○ 本町では令和8年度より大宮保育園において実施します。また、令和9年度からは、町立認定こども園にも整備を行い、利用を希望する保護者及び子どもに対応していきます。

○ 町内の教育・保育施設等と連携し、こども誰でも通園事業の利用が終了する満3歳以上の児童が円滑に教育・保育施設等へ移行できるように支援を行います。

5. 地域子ども・子育て支援事業の充実

(1) 利用者支援事業

[事業の概要]

子ども及びその保護者が、保育所・幼稚園及び認定こども園での教育・保育や一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業。本町では、こども課にて利用者支援の職員を配置し実施します。

[量の見込みの算出方法]

利用者支援事業に係る量の見込みについては、ニーズ調査によらずに推計しました。

[量の見込み]

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保方策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

[確保の方策]

- 本町では、こども課に基本型、こども家庭センター型の母子保健機能、児童福祉機能に対応できる利用者支援事業の職員を配置し実施します。
- 教育・保育施設や地域の子育て支援策の急速な拡充が図られる中、利用者支援はさらに重要性を増しており、現在、配置されている利用者専門員等のスキルアップを通じ、さらなる支援、情報提供に努めます。

● 第7章 量の見込みと確保方策 ●

(2) 地域子育て支援拠点事業

〔事業の概要〕

乳幼児及びその保護者が交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

〔量の見込みの算出方法〕

対象年齢	0～5歳
家庭類型	全ての家庭類型
調査項目	現在「地域子育て支援拠点事業」を利用している人及び、今後「地域子育て支援拠点事業」を利用したい人及び、現在「地域子育て支援拠点事業」を利用しており、今後利用回数を増やしたい人

〔量の見込み〕

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	411人回	390人回	382人回	377人回	373人回
確保方策	411人回	390人回	382人回	377人回	373人回
個所数	2か所	2か所	3か所	3か所	3か所

〔確保の方策〕

- 本町では、現在「育ちの部屋（氷上こども園内）」、「すくすくルーム（砂入保育所内）」の2か所において実施しております。令和9年度からは、町立認定こども園にも整備を行い、親と子、また子ども同士のふれあいの場を設け、子育てについての援助を推進します。
- 各施設との連携を図るとともに、町内に2団体ある愛育会とも連携を図り、親子の交流を行う場所の提供に努めます。

(3) 妊産婦健康診査事業

〔事業の概要〕

妊婦及び胎児の異常の早期発見、健康保持推進を図るため、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中、必要に応じて医学的検査を実施する事業です。

〔量の見込みの算出方法〕

妊産婦に対する健康診査に係る量の見込みについては、ニーズ調査によらずに出生0歳児人口の推計に健診回数（妊婦14回、産婦2回）を乗じています。

〔量の見込み〕

単位：人回

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	2,032	1,968	1,968	1,936	1,904
確保方策	2,032	1,968	1,968	1,936	1,904

〔確保の方策〕

- 妊娠届提出時に保健師等の面談で健診の受診勧奨を行います。また、母子手帳アプリへの登録について紹介し、アプリを通して受診勧奨もします。
- すこやかな妊娠と出産のために、妊婦健康診査の助成券を14回分全額無料で母子健康手帳交付時に発行し、経済的負担を軽減します。
- 産婦健康診査事業として、出産後間もない時期（産後2週間、産後1か月）に健診を実施することで、母体の健康状態の把握と悪化予防、産後うつ予防に努めます。
- 支援を要する妊産婦を早期に発見し、また、医療機関等と連携し、必要時に保健師等による継続支援を行うことで、安心して出産子育てができる環境を整えます。

● 第7章 量の見込みと確保方策 ●

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

〔事業の概要〕

概ね生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

〔量の見込みの算出方法〕

令和7年度から令和11年度に出生する0歳児人口を推計し、乳児家庭全戸訪問事業に係る見込み量としました。

〔量の見込み〕

単位：人

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	127	123	123	121	119
確保方策	127	123	123	121	119

〔確保の方策〕

- 保健師または助産師が、子どもの発育状況や産婦の体調の確認を行い、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、虐待等のハイリスク家庭に対する継続的な支援を行います。
- 里帰り先や転入出後の関係機関との連携を図り、乳児や保護者の切れ目のない支援に繋がるよう努めます。

(5) 養育支援訪問事業

〔事業の概要〕

様々な原因で養育支援が必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する具体的な指導・助言・支援等を行うことにより、当該家庭の適切な療育の実施を確保する事業です。

〔量の見込みの算出方法〕

養育支援訪問事業の見込みについては、年によって増減するため、過去4年間のうち最大値（令和5年度実績）を参考に見込み量を算出しました。

〔量の見込み〕

単位：人

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	35	35	35	35	35
確保方策	35	35	35	35	35

〔確保の方策〕

- 支援の必要な家庭に対し、保健師等が訪問支援を行い、適切な支援に繋げるとともに、関係機関との連携を図っていきます。

● 第7章 量の見込みと確保方策 ●

(6) 子育て短期支援事業

〔事業の概要〕

保護者の病気などの理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に短期入所させ、必要な保護を行う事業です。短期入所（ショートステイ）事業のほかに、保護者の仕事などの理由で夜間の子どもの保育が困難な場合に、緊急時に利用できるトワイライトステイ（夜間入所）事業があります。

〔量の見込みの算出方法〕

対象年齢	0～5歳
家庭類型	全ての家庭類型
調査項目	泊りがけの対処法として「短期入所生活援助事業」「留守番」と回答した人及び、「親族・知人にみてもらった」人のうち、「非常に困難」「どちらかというと困難」と回答した人

国の手引きに準じた計算では、潜在的家庭類型を基に見込み量を算出するようになっていますが、アンケート調査に潜在的家庭類型を判定する設問が無かったため、正確な推計を行うことが出来ませんでした。

よって、直近5年間での実績値を参考に見込み量を算出しました。

〔量の見込み〕

単位：人日

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	16	16	16	16	16
確保方策	365	365	365	365	365

〔確保の方策〕

- 保護者の病気などを理由により家庭において養育することが一時的に困難となった児童を保護するため、受け入れ態勢の確保を行います。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

〔事業の概要〕

子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する人と援助を行うことを希望する人との手助けを行い合う活動に関する連絡、調整を行う事業です。

〔量の見込みの算出方法〕

対象年齢	5歳
家庭類型	全ての家庭類型
調査項目	低学年・高学年の放課後の過ごし方について、「ファミリー・サポート・センター」と回答した人

〔量の見込み〕

単位：人日

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
調査結果	18	18	17	16	15
見込み量	600	600	600	600	600
確保方策	600	600	600	600	600

〔見込み量の修正方法〕

上記に示した国の手引きに準じた計算では、未就学の5歳児に対し、今後小学校に進学した際の放課後の過ごし方としてファミリー・サポート・センターを利用するかを尋ね、ニーズとして見込んでいますが、利用実績のほとんどは未就学児であるため、小学生の利用実績と大きく乖離しています。したがって、実績値を踏まえた補正を行いました。

〔確保の方策〕

- 本町においては、高松市にある「高松ファミリー・サポート・センター」に事業を委託しており、さらなる利用への周知を図ります。

● 第7章 量の見込みと確保方策 ●

(8) 延長保育事業

〔事業の概要〕

保育認定を受けた子どもに対して、通常の利用時間以外の時間に保育所等で引き続き保育を行う事業です。

〔量の見込みの算出方法〕

対象年齢	0～5歳
家庭類型	A、B、C、E（潜在的家庭類型）
調査項目	今後、「幼稚園」以外を利用したいと回答し、かつ、希望利用時間に18時以降と回答した人

〔量の見込み〕

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	217人	203人	194人	188人	182人
確保方策	217人	203人	194人	188人	182人
箇所数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

〔確保の方策〕

- 令和6年度は、1か所（氷上こども園）で実施していましたが、就労形態の多様化で通常の利用時間以外での利用を希望する保護者に対応するため、令和7年度より2か所（氷上こども園、大宮保育園）で実施します。

(9) 一時預かり事業

(9-1) 一時預かり（幼稚園型）

〔事業の概要〕

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童について、保育所・幼稚園・認定こども園及び地域子育て支援拠点施設などにおいて、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

〔量の見込みの算出方法〕（1号認定による利用）

対象年齢	3～5歳
家庭類型	C'、D、E'、F（潜在的家庭類型）
調査項目	今後、「幼稚園」「認定こども園」を利用したいと回答した人で、「一時預かり」「預かり保育」を利用していると回答した人

〔量の見込みの算出方法〕（2号認定による利用）

対象年齢	3～5歳
家庭類型	A、B、C、E（潜在的家庭類型）
調査項目	現在、「幼稚園」を利用していると回答した人

国の手引きに準じた計算では、潜在的家庭類型を基に見込み量を算出するようになっていますが、2号認定者（幼稚園利用）については、アンケート調査に潜在的家庭類型を判定する設問が無かったため、正確な推計を行うことが出来ませんでした。よって、2号認定による利用については、2号認定者（幼稚園利用）の数に年間の平日日数（240日で計算）を乗じて見込み量を算出しました。

〔量の見込み〕

単位：人日

年 度		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見 込 み 量	①	696	641	600	578	548
	②	37,200	34,320	32,160	30,960	29,280
確 保 方 策	①	696	641	600	578	548
	②	37,200	34,320	18,600	18,622	18,652
過不足		0	0	△13,560	△12,338	△10,628

① 1号認定による利用、② 2号認定による利用

● 第7章 量の見込みと確保方策 ●

[確保の方策]

- 令和9年度から令和11年度にかけて、見込み量と比較し確保方策が過小となっていますが、令和9年度を目標に、保護者の就労状況にかかわらず利用でき、幼児教育・保育を一体的に提供できる認定こども園を整備するため、公立幼稚園・保育所を統合・再編し、新設認定こども園の整備に併せ、ししの子幼稚園・保育所を認定こども園へ移行する準備を進めています。
- 新設認定こども園の整備により、2号認定Ⅱ（2号認定のうちⅠ以外）の量の確保が十分にできる見込みであり、幼児教育と一時預かりを希望する方を認定こども園で預かることにより量の調整を行います。

3) 2号認定Ⅱ（2号認定のうちⅠ以外）【再掲】

[事業の概要]

保育の必要性の認定を受けた幼児に対し、認定こども園、認可保育園及び認可外保育施設による保育を行う事業です。

[量の見込みの算出方法]

対象年齢	3～5歳
家庭類型	A、B、C、E（潜在的家庭類型）
調査項目	今後、認定こども園・保育所を利用したいと回答した人から、現在、幼稚園を利用していると回答した人を除く

[量の見込み]

単位：人

年 度		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量		336	309	289	279	264
確 保 方 策	①	308	308	352	352	352
	②	0	0	0	0	0
	③	0	0	0	0	0
過不足		△28	△1	63	73	88

- ①教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）※確認を受けない幼稚園を含む
- ②特定地域型保育事業（小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育）
- ③町外の教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）

(9-2) 一時預かり事業（その他）

〔事業の概要〕

日常生活上の突発的な事情により、一時的に家庭での保育が困難となった場合等において、子どもを一時的に保育所や認定こども園などに預けることができる事業です。幼稚園在園児を対象とした一時預かり（幼稚園型）とは異なり、基本的には全ての年齢の児童、家庭で利用することができます。

〔量の見込みの算出方法〕

対象年齢	0～5歳
家庭類型	全ての家庭類型
調査項目	不定期事業を「利用したい」と回答した人

国の手引きに準じた計算では、潜在的家庭類型を基に見込み量を算出するようになっていますが、アンケート調査に潜在的家庭類型を判定する設問が無かったため、正確な推計を行うことが出来ませんでした。

よって、直近5年間で延べ利用者数が一番多かった年度を参考に見込み量を算出しました。

〔量の見込み〕

単位：人日

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	1,030	1,030	1,030	1,030	1,030
確保方策	1,030	1,030	1,030	1,030	1,030

〔確保の方策〕

- 保護者の育児等に伴う心理的または肉体的負担を軽減するための施設であり、公立の「まんでがんふれあいホーム（定員6名）」において受け入れ体制を確保します。
- 令和9年度を目標に、新設の認定こども園の施設内に一時預かりの施設を移設する予定で準備を進めます。

● 第7章 量の見込みと確保方策 ●

(10) 病児保育事業

(10-1) 病児・病後児対応型

[事業の概要]

病児や病後児について、病院・保育所等に設置された専用スペース等において、保育士及び看護師等が一時的に保育等する事業です。

[量の見込みの算出方法]

対象年齢	0～5歳
家庭類型	A、B、C、E（潜在的家庭類型）
調査項目	子どもの病気やケガにより「病児・病後児保育を利用した」「ファミリー・サポート・センターを利用した」「留守番させた」と回答した人および、「父親が休んだ」「母親が休んだ」と回答した人で、病児・病後児保育施設を「利用したい」と回答した人

[量の見込み]

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	1,315人日	1,226人日	1,172人日	1,140人日	1,103人日
確保方策	1,315人日	1,226人日	1,172人日	1,140人日	1,103人日
定員数	9人	9人	9人	9人	9人

[確保の方策]

- 本町において、讃陽堂松原病院内「まつばら」とすくすくの会すくすくクリニックこにし内「すくすくSUN」の2施設の病児・病後児保育施設があり、保育定員は計9名で適正な提供体制を確保します。

(10-2) 体調不良児対応型

[事業の概要]

保育所等に通所している子どもが、保育中に微熱を出すなど、体調不良となった場合、保護者が迎えに来るまでの間、看護師等が一時的に保育する事業です。

[量の見込みの算出方法]

体調不良児対応型の見込みについては、ニーズ調査によらずに推計しました。

[量の見込み]

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	240 人日	240 人日	240 人日	240 人日	240 人日
確保方策	240 人日	240 人日	240 人日	240 人日	240 人日
対象数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

[確保の方策]

- 働く保護者が仕事を切り上げ、すぐにお迎えをすることができない状況は多くあり、保護者が安心して子どもを預けることができる環境を整備するため、令和7年度より、1か所（氷上こども園）で実施します。

● 第7章 量の見込みと確保方策 ●

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

〔事業の概要〕

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後に学童保育所や小学校等を利用して適切な遊び、生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

〔量の見込みの算出方法〕

対象年齢	5歳
家庭類型	A、B、C、E（潜在的家庭類型）
調査項目	低学年・高学年の放課後の過ごし方で「放課後児童クラブ」と回答した人

〔量の見込み〕

単位：人

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1年生	143	152	133	119	119
2年生	152	144	152	133	119
3年生	154	153	144	153	134
4年生	106	95	94	89	94
5年生	101	106	95	94	89
6年生	98	102	107	95	95
合計	754	752	725	683	650

〔見込み量〕

- 国の手引きに準じた計算では、3～5歳児の子どもがいる家庭において、小学校進学後、低学年・高学年の放課後の過ごし方として「放課後児童クラブ」の利用予測を算出しています。しかし、5歳児の保護者にとって、小学校に進学して学童保育を利用するか否かは未来のことであり、不確定な要素が多いことから、令和6年度実績値とアンケート調査による推計値には乖離が見られます。

● 第7章 量の見込みと確保方策 ●

[確保の方策]

単位：人（小学生）/か所（教室数）

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1年生	143	152	133	119	119
2年生	152	144	152	133	119
3年生	154	153	144	153	134
4年生	106	95	94	89	94
5年生	101	106	95	94	89
6年生	98	102	107	95	95
合計	754	752	725	683	650
教室数	13	13	13	13	13

- 支援員の確保と研修等を通じての資質向上に努めます。
- 見込み量として通年利用希望数が算出されますが、その中には長期休暇中のみ利用希望する児童も含まれます。長期休暇中（特に夏季）については、臨時教室を開設するなどし、整備に努めます。

● 第7章 量の見込みと確保方策 ●

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

[事業の概要]

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

[量の見込みの算出方法]

実費徴収に係る補足給付を行う事業に係る量の見込みについては、ニーズ調査によらずに過去の実績を基に推計しました。

[量の見込み]

単位：人

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	5	5	5	5	5
確保方策	5	5	5	5	5

[確保の方策]

- 当該事業は、令和2年度より実施しています。今後も継続していきます。

(13) 妊婦等包括相談支援事業

〔事業の概要〕

妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

〔量の見込みの算出方法〕

- 妊婦の人数は、ここ近年減少傾向にあるが、様々な課題を抱える特定妊婦の割合は増加傾向にあり、必要に応じ、1人の妊婦に対して複数回の支援をすることも想定し、妊婦等包括相談支援事業に係る量の見込み量としました。

〔量の見込み〕

単位：人日

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	147	142	137	132	127
確保方策	147	142	137	132	127

〔確保の方策〕

- 妊婦、その配偶者等に対して、保健師又は助産師による面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行います。

● 第7章 量の見込みと確保方策 ●

(14) 産後ケア事業

〔事業の概要〕

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

〔量の見込みの算出方法〕

産後ケア事業の見込みについては、ニーズ調査によらずに推計しました。

〔量の見込み〕

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	40人日	48人日	56人日	67人日	80人日
確保方策	40人日	48人日	56人日	67人日	80人日
実施個所	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所

〔確保の方策〕

- 乳児期の母親の悩みや育児不安、身体の不調等に対して、医療機関や助産院において助産師による専門的なケアの提供を行います。
- 宿泊型や日帰り型だけでなく、自宅でケアをうけることができる訪問型での実施も行います。

(15) 子育てホームヘルプサービス事業（子育て世帯訪問支援事業）

〔事業の概要〕

一時的に手助けが必要な妊婦及び3歳未満の子どもを養育する保護者を対象に、子育てホームヘルパーを派遣し家事援助を行います。

〔量の見込みの算出方法〕

子育てホームヘルプサービス事業の見込みについては、ニーズ調査によらずに推計しました。

〔量の見込み〕

単位：人日

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	20	20	20	20	20
確保方策	20	20	20	20	20

〔確保の方策〕

- 妊婦と子育て世帯の家庭において家事援助を行うことにより安心とゆとりのある環境整備を行います。

6. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化により、「子育てのための施設等利用給付」の制度が創設されました。本制度では、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法の検討を行うことが求められています。

このことを踏まえ、本町では、子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の利便性や過誤請求・支払いの防止等を考慮し、各利用施設において取りまとめを依頼するとともに、保護者への支払いは年4回以上となるよう、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組むこととします。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導等については、香川県と連携、情報共有を図り、必要に応じて、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請し、適切な対応を進めていきます。